

## 社会福祉法人共生 虐待防止委員会設置要領

### (目 的)

第1条 この要領は、社会福祉法人共生「虐待防止に関する規程」第16条の規定により設置する「虐待防止委員会」の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、虐待防止対応責任者とする。

3 委員は、委員長が指名する。

4 委員には、必要がある場合、法人役員、第三者委員及び利用者の代表を加えることができる。

### (委員会の開催)

第3条 委員会は、年2回以上開催する。

### (委員会の職務)

第4条 委員会は、次の職務を行う。

(1) 委員会は、虐待が起こらないよう、職員の虐待防止意識の向上を図り、虐待のない事業所環境づくりを目指さなければならない。

(2) 委員会は、別に定める「職員倫理綱領」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

(3) 委員会は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

(4) 研修委員会と調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止を図るうえで必要な対応については、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、平成30年1月26日から施行する。